

2018年10月発行

vol.3



前島綜合法律事務所 News Letter

ニュースレター



発行所 弁護士法人 前島綜合法律事務所 共通お問い合わせフリーダイヤル ☎0120-747-783 平日10:00～18:00

ご挨拶 『美しい大地』

前島綜合法律事務所 所長 前島 憲司

先日知り合いから言われたことですが、最近地球が人間の手に
よって汚されている。だから1日10個ごみを拾うことをやってみ
ないかといわれました。ロータリークラブや商工会議所では、「ご
み拾い」を定期的に行っておりますが、なかなか時間や他の用事
が入ったりして参加できないので試してみることにしました。

道端に落ちているようなごみを素手で触ると汚いので、軍手を
携帯し、ビニール袋を持って、自宅から駅までの間ごみを拾って
みました。そうしたところ、あちらこちらにごみが落ちています。
一番目立つのは、たばこの吸い殻。道端のあちらこちらに落ちて
います。それから、コンビニの領収書やビニール袋。アイスクリー
ムやお菓子、パンなどが入っていたと思われる袋。ビールや
ジュースの空き缶、ペットボトルも落ちています。たった20分歩
いただけで、30個から40個は拾ったでしょうか。1日10個どこ
ろの話ではありません。道端だけではありません。草むらの中など
よく見てみるとやはり落ちています。

普段は何とも思わなかったのですが、意識するとこれほどの
ごみが落ちているかと思うと驚きです。

「気學」という学問がありますが、これによると「氣」のながれと
いうものが存在するそうです。ちなみに、「氣」という文字は略字
で、「氣」が本字です。この字の上の2つの横線は宇宙、天、空を
表す。「丿」の内側は大地を表し、「米」は「氣」のエネルギーが飛び
散っている様子を表す。つまり、エネルギーが大地から、空、天、
宇宙に向かって飛び散っている。そういう様子を表す文字です。

この「氣」には、「人氣」(人から出る氣)、「大氣」(天の氣)、「景氣」
(經濟活動の氣)がある。この「氣」の流れはそれぞれ繋がってい
る。人から出る「氣」と大地、天地から出る「氣」は繋がっています。
人氣が乱れると大氣(天氣)も乱れる。そういえば、今年は災害が
多い。西日本の大雨は、台風でもないのに、雨が降って大きな
被害をもたらしました。大阪を中心とした関西や北海道でも
大きな地震がありました。台風も多く、こちらも被害をもたらし
ました。人間が大地を汚すので、天が怒っている。ゴミがこれだ
け落ちているということは、「人氣」が乱れているの証なので
しょうか。

我欲、自我、嫉妬、怒り、憎しみ、自己保身、自己憐憫、不安、
恐怖感、利己主義。人氣を乱す要素は身の回りにたくさん存在
しており、それはみな人から発
している。ごみは、物理的にも
菌が入っていたりして汚いですが、
こう考えてみるとごみには
それを捨てた人の「邪氣」(汚れ
た氣)がついているようで軍手
をしていても気持ち悪い感じも
します。

自分も「氣」の乱れが生じてい
ないか。もう一度省みなければ
なりません。



セミナー開催の
ご案内

経営者様向けセミナー

参加無料! ぜひお気軽にお申込みください。

テーマ 残業代請求対策

10/22 月 15:00 ~

会場 (本厚木)
厚木商工会議所内1F会議室

前島綜合法律事務所
メールマガジン

企業法務を中心に、相続や離婚・交通事故等といった様々な記事を
月に1度配信いたします。

右記のQRコードよりご登録いただけますので、この機会に是非ご登録をよろしくお願いたします。





ニュースレター 3

「将来の労務管理の在り方」

弁護士 鈴木 祐基



今月のニュースレター記事を担当させていただきます弁護士
の鈴木と申します。

日頃から労務関係の案件を扱うことが多いため、今月のニュー
スレターでは労務関係のお話ができたらと思います。

平成30年6月29日、いわゆる働き方改革関連法が参議院本会議
で可決され、成立しました。今後、労働者側の働き方の在り方だ
けでなく、企業側の労務管理の在り方についても変わりつつあり
ます。労働時間の見直し、高度プロフェッショナル制度など労働
者の「働き方」に対する多様性が出てきた一方で、企業側にはその
多様な働き方に対して労務を適切に管理していく責務が求めら
れております。かかる責務を果たすだけでなく、残業代請求等
による労働者との法律紛争を回避する意味においても、IT技術の発
展等の社会情勢を鑑み、現在及び将来の労務管理の在り方につ
いて見直していく必要があります。

今回はIT技術の発展により、法律に則った労務管理をしていた
にもかかわらず労働者の残業代請求が認められた裁判例をご紹
介いたします。

現行法にもあります労働基準法38条の2第1項「事業場外みなし
労働時間制」はご存知でしょうか。

簡単に申し上げますと、事業場外で勤務をしていた労働者にお
いて、労働時間を算定し難い場合には所定労働時間労働したもの
として、その労働時間分の給料を支払うものとする法律です。所
定労働時間が8時間と設定されたのであれば、労働時間を算定し
難い場合において事業場外で勤務していた労働者が実働として6
時間しか働いていまいが、10時間働いていようとも、所定労働時
間分の給料を支払えばよいとするものです。

労基法38条の2第1項に則って会社が添乗員に勤務させていた
ところ、添乗員から残業請求をされた事案で、添乗員の添乗業務

が「労働時間を算定し難い場合」にあたるのかが争われた事例で
す。結論から申し上げますと、添乗員の添乗業務は「労働時間を
算定し難い場合」に当たらないとして、添乗員が実際働いた労働
時間を根拠に残業代請求が認められた事例です。

その裁判のポイントとしては、①労働者自らが決定できる事柄
の範囲が限定されていたこと、②携帯電話の所持とトラブル発生
時には会社から指示を受けることが求められていたこと、③タイ
ムカード以外の日報により、詳細かつ正確な報告を求められてお
り、労働者の行動の確認ができたこと、の3点にありました。

この裁判例では上記ポイントのように、添乗業務の内容・性質、
会社と添乗員との間の業務に関する指示や正確な報告などの
様々な事情を考慮して残業代を認めたため、添乗員が「携帯電話」
を所持していたことが決定打となったわけではありません。そ
のため、「携帯電話」というIT技術が会社に導入されたことのみを
もって「労働時間を算定し難い場合」にあたらないと判断された
というわけではありません。

しかし、現在は、「携帯電話」ではなく、スマートフォンの普及
により、スマートフォンを利用して労働者とスケジュールをシェ
アしている会社が多いのではないのでしょうか。また、LINEや
Skypeで事業場外であっても業務の報告を受けたり、業務を行っ
たりすることが多くなっているのではないのでしょうか。そのた
め、「労働時間を算定し難い場合」というのは日に日になくなって
きているのではないかと思います。

LINE、Skype、Googleカレンダー等で法律紛争が生じたという
事例はまだ見受けられないものの、スマートフォンの履歴を証
拠に会社からの業務指示があったとして労働者より残業代請求
がされる可能性が大いにあります。

今後、兼業・副業の解禁、テレワーク等により労働者が事業場
外で勤務することが当然の社会になり、従前の「労働」という概念
から大きな転換期を迎えることになるため、法律や社会情勢・社
会変化をとらえ、法律紛争に発展しないよう労務管理の在り方も
適宜軌道修正を施していく必要があるかと思えます。

労務管理について少しでも気がかりな方はいつでもお気軽に
ご相談ください。

編集後記

今月もご覧いただき誠にありがとうございます。おかげさまで本誌も第三回目の発行となりました。今年も早いものであつという間に10月になっていました。

夏から秋にかけて地震、豪雨、台風と多くの天災があり、復興も完了していない中でまた別のところで災害が起こることに、自然の脅威と人間の無力さを感じてしまいます。幸いにも弊所が所在しております神奈川県においては大きな被害はありませんでしたが、いつ何が起こるのかわからないのが災害ですので、防災の準備は怠らないように日々を過ごしていきたいと改めて思いました。

次回のニュースレター発行は12月を予定しております。ぜひご覧ください。

事務所のご案内

本厚木駅前事務所

〒243-0014 神奈川県厚木市旭町一丁目27番1号 後藤ビル2階
TEL : 046-229-0905 FAX : 046-229-0906

八王子事務所

〒192-0081 東京都八王子市横山町25-16 フロイデンビル3階A号室
TEL : 042-649-9030 FAX : 042-649-9031

相模大野駅前事務所

〒252-0303 神奈川県相模原市南区相模大野四丁目5番5号 相模大野ロビーファイブ2階D棟204
TEL : 042-749-1138 FAX : 042-749-1139

お気軽に
ご相談
ください!

